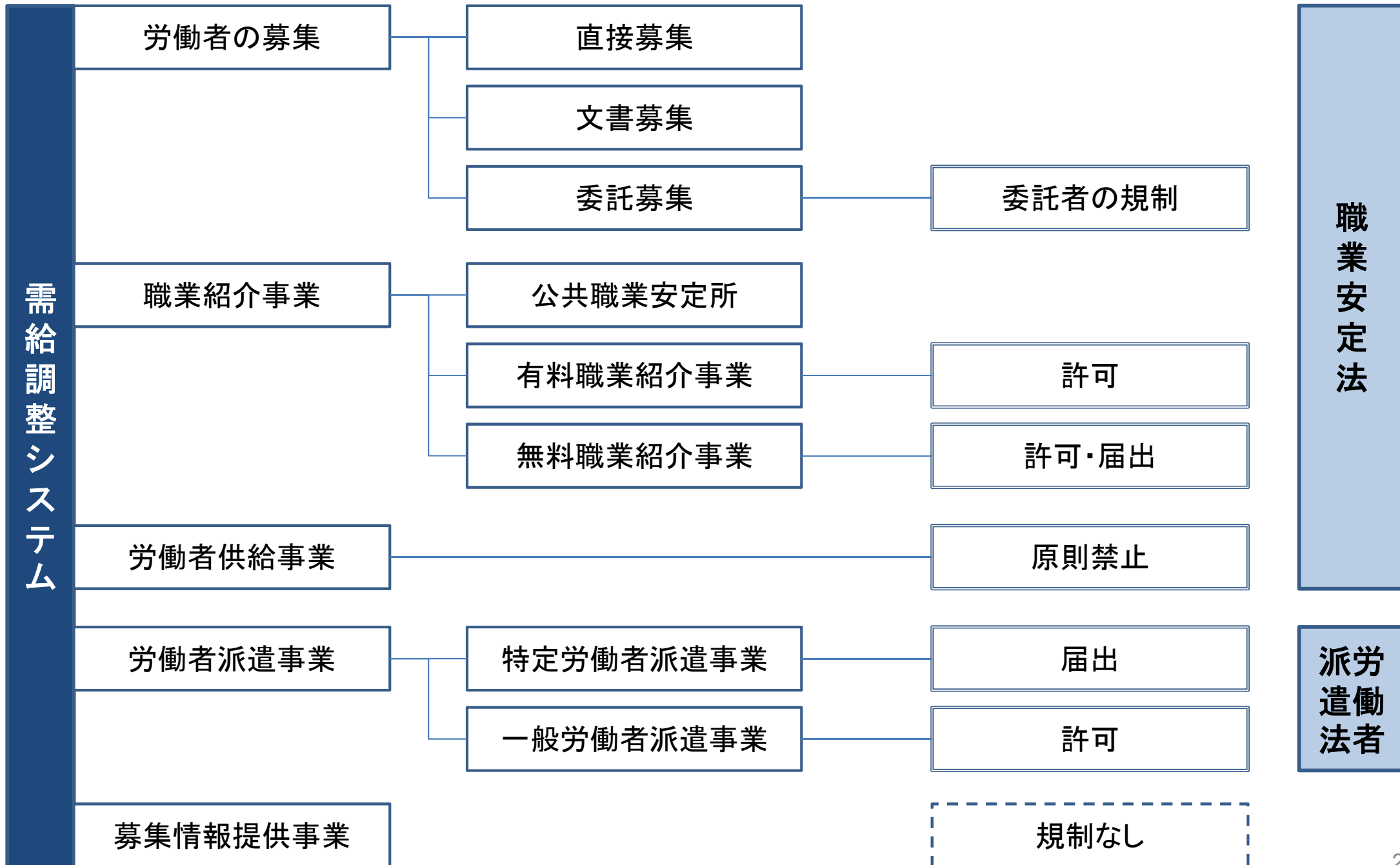


雇用仲介事業等の現状

現行の需給調整システムの全体像

主な規制と根拠法

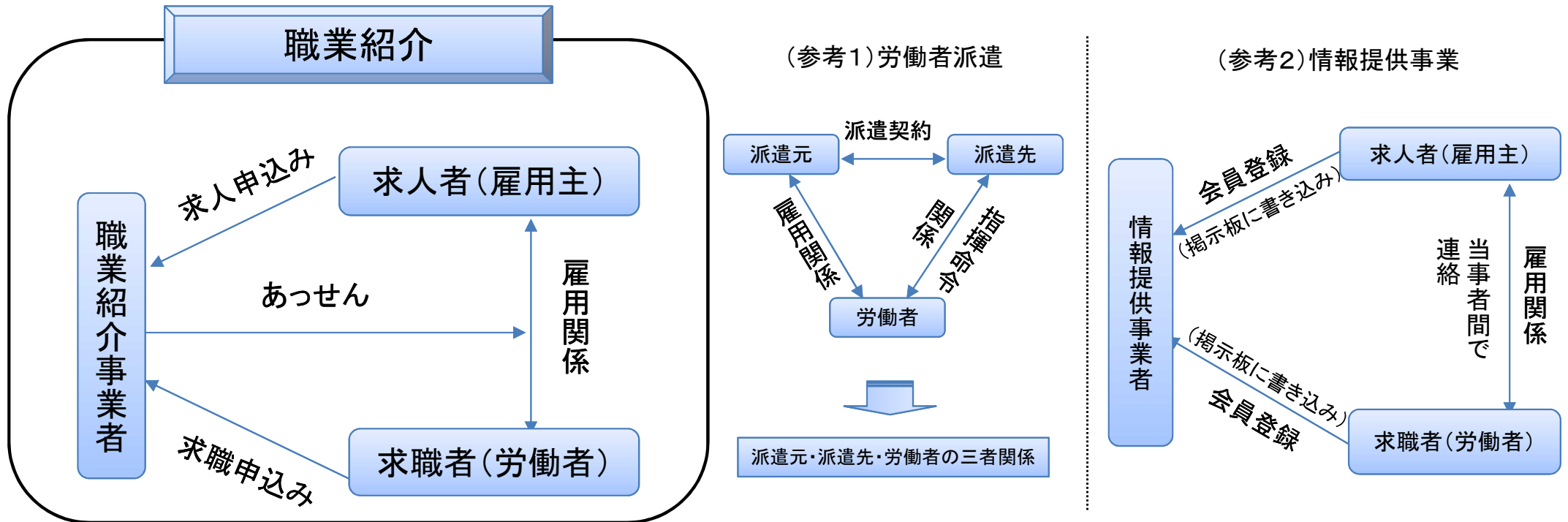


職業安定法の制定・主な改正について

昭和22年	職業安定法の制定 労働者の自由意思に基づく民主的な職業紹介制度を確立し、労働者募集方法の規制、労働者供給事業の禁止等によって、古い労働関係に代わる新しい労働秩序の樹立
昭和24年	○ 有料職業紹介事業を営利と実費に区分し、前者は廃止、後者は権限ある機関の許可・監督の下に認められるものとするILO第34号条約(未批准)を踏まえ、両者を区分し許可料・保証金等に差を設ける
昭和60年	○ 労働者派遣法に規定する労働者派遣について、労働者供給から除外(労働者派遣法の制定) ○ 営利職業紹介事業を認めることとするILO第96号条約批准により、営利と実費を統合 ○ 有料及び無料職業紹介事業の許可について、期間満了ごとの新規許可から許可の更新に変更
平成9年	【職業安定法施行規則の改正】 ○ 有料職業紹介事業における取扱職業を29のポジティブリストから、ネガティブリスト化
平成11年	○ 公共職業安定所及び職業紹介事業者等に共通するルールの整備 ・ 労働条件等の文書明示の義務化 ・ 個人情報の保護規定の追加 等 ○ 職業紹介事業者等に係るルールの見直し ・ 有料職業紹介事業における取扱職業のネガティブリスト化(港湾運送業務、建設業務は対象外) ・ 有料職業紹介事業の手数料制度の見直し・・・届出制手数料の容認 求職者からの手数料徴収の原則禁止 等
平成15年	○ 職業紹介事業の許可・届出制の見直し ・ 特別の法人(商工会議所、農協等)が構成員のために行う無料職業紹介事業を届出制に緩和 ・ 地方公共団体による無料職業紹介事業の容認 ○ 職業紹介事業の兼業禁止規制の廃止 ○ 有料職業紹介事業の保証金制度の廃止

職業紹介とは

職業紹介：求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること（職業安定法第4条第1項）



無料の職業紹介：職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介（職業安定法第4条第2項）

有料の職業紹介：無料の職業紹介以外の職業紹介（職業安定法第4条第3項）

※職業紹介事業と情報提供事業との相違

職業紹介事業・・・「求人申込み」「求職申込み」「あっせん」の3つの行為が確認された場合

情報提供事業・・・情報提供事業者の行う行為が、以下のいずれにも該当しない場合

- ・主観を持って、提供される情報を選別・加工を行う。
- ・求人者と求職者間の連絡を行う。

職業紹介事業の概要(1)

1 取扱職業の範囲

- (1) 有料職業紹介
 - ①港湾運送業務に就く職業、②建設業務に就く職業以外の職業について行うことができる。
- (2) 無料職業紹介(職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介)
特段の制限なし

2 許可・届出制

- (1) 有料職業紹介事業については許可制(許可の有効期間は、新規3年、更新5年)
- (2) (3)以外の無料職業紹介事業については許可制(許可の有効期間は、5年)
 - (1)及び(2)については、以下の基準に適合していると認められる場合に申請が許可される
 - ① 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること
 - ② 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
 - ③ ①、②のほか、申請者が当該事業を適正に遂行できる能力を有すること
 - ※ (1)及び(2)の許可制については、事業主単位(新たな事業所の設置については届出で可)
- (3) 以下の無料紹介事業については届出制
 - ① 学校等が、学生生徒等を対象にして行うもの
 - ② 農協、商工会議所、商工会等の特別の法律により設立された法人が、構成員等を対象にして行うもの
 - ③ 地方公共団体が、自らの施策に関する業務に附帯して行うもの
- (4) 有料職業紹介事業者及び無料職業紹介事業者は、事業所毎の当該業務に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない(法第32条の16第1項等)

欠格事由・許可基準

- ・ 欠格事由に該当する者は、有料・無料職業紹介事業の許可を受けることができない。(法第32条、第33条第4項)
- ・ 許可基準に適合していると認められるときは、許可しなければならない。(法第31条、第33条第4項)

	有料職業紹介事業	無料職業紹介事業
欠格事由 (有料) 法第32条 (無料) 法第33条第4項において 法第32条を準用	① 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法違反等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ② 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ③ 有料・無料職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者 ④ 未成年者であって、その法定代理人が①～③のいずれかに該当するもの ⑤ 法人であって、その役員のうちに①～④のいずれかに該当する者があるもの ※ 有料・無料の両方に共通。	
許可基準 (有料) 法第31条 (無料) 法第33条第4項 において法第31条 を準用	① 当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。 ・ 資産の総額から負債の総額を控除した額が、500万円×事業所数以上であること。 ・ 事業資金として現金・預金額が150万円+(事業所数-1)×60万円以上であること。 ② 個人情報などを適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。 ③ その他、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。 ・ 職業紹介責任者が適正に選任・配置されていること ・ 職業紹介事業に使用し得る事業所の面積が概ね20㎡以上であること ・ 適法な手数料表等に基づいて手数料を徴収していること 等	無料職業紹介事業についても、概ね有料職業紹介事業の許可基準に準じたものとなっているが、 ・ 営利法人にあつては、本来の営利活動に資する目的で無料職業紹介事業を行うものではないこと ・ 事業所の名称に「無料職業紹介」という文字を入れたものとする 等、無料職業紹介事業特有の基準もある。

職業紹介事業の概要(2)

3 手数料

(1) 求人者から徴収する手数料

① 上限(※)以下の手数料を徴収する場合は届出不要。

(※) 職業紹介手数料: 紹介した労働者の6ヶ月の賃金の10.8%
求人受付手数料: 690円

② 手数料を徴収する場合は、手数料の種類、額等を定めた手数料表を厚生労働大臣に届出。

(注) ただし、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合及び手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められる場合には、厚生労働大臣は変更を命ずることができる。

(2) 求職者から徴収する手数料

① 職業紹介手数料

原則として徴収禁止。

以下の職業に係る求職者から、6ヶ月の賃金の10.8%以下の手数料の徴収のみ可能。

- ・ 芸能家・モデル
- ・ 年収700万円超の科学技術者・経営管理者・熟練技能者(※)

(※) 熟練技能者: 特級・一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者

② 求職受付手数料

原則として徴収禁止。

芸能家、家政婦、配せん人、調理士、モデル及びマネキンの職業に係る求職者から、690円以下の手数料(1ヶ月3回まで)のみ徴収可能。

4 労働者保護や需給調整の円滑化のためのルール

- (1) 職業紹介事業者等による個人情報の適正管理、秘密の厳守等
 - ① 業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集、保管及び使用
 - ② 業務に関して知り得た個人情報の漏洩の禁止
 - ③ 業務上取り扱ったことについて知り得た秘密の漏洩の禁止(罰則あり)
- (2) 労働条件等の文書明示
賃金、労働時間等の基本的な労働条件等の文書明示
- (3) 求職者の能力に適合する職業の紹介
求職者の能力及び求人者の雇用条件に適合する職業紹介を行う
- (4) 職業紹介責任者の選任
苦情処理、個人情報等の管理、業務の運営・改善等を統括する者を選任
- (5) 指針
職業紹介事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務等に関して適切に対処するための指針を厚生労働大臣が公表
- (6) 事業報告
毎年、職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載する事業報告を作成し、厚生労働大臣に提出。
- (7) 官民協力
公共と民間との間の雇用情報、職業紹介についての相互協力の推進

職業紹介事業の概要(4)

5 相談・援助、報告等

(1) 相談・援助

- 違反する事実に対する求職者等の厚生労働大臣に対する申告
- 労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合において、厚生労働大臣による職業紹介事業者に対する職業紹介の範囲、時期、手段、件数その他職業紹介を行う方法に関する必要な指導、助言及び勧告

(2) 報告義務

労働者を雇用する者及び職業紹介事業を行う者は、厚生労働大臣の求めに応じ、必要事項を報告

6 法違反の是正措置

違法事案等に対しては、都道府県労働局により、職業紹介事業者に対する指導・助言、改善命令等が行われる。

○指導・助言(法第48条の2)

- ・法の施行に関し必要と認める場合 (平成23年度:2,126件 平成24年度:1,720件 平成25年度:1,635件)

○改善命令

- ・重大な法令違反、繰り返し違反の場合 (平成18年度～平成24年度:0件 平成25年度:3件)

○事業停止命令(平成18年度～平成24年度:0件 平成25年度:3件)

- ・重大な法令違反、繰り返し違反の場合
- ・改善命令違反の場合
- ・許可の条件に違反した場合

○許可の取消等(平成20年度:1件 平成21年度～23年度:0件 平成24年度:3件 平成25年度:0件)

- ・改善・事業停止命令違反の場合
- ・禁固以上の刑又は労働関係法、入管法等による罰金などの欠格事由に該当した場合

労働者募集とは

- (1) 労働者募集は、文書募集、直接募集、委託募集に区分されるが、文書募集及び直接募集は自由に行うことができ、委託募集は許可制又は届出制とされている。

文書募集の媒体には、労働者の適切な職業選択に資するため、募集に係る従事すべき業務の内容等について誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等の確かな表示に努めなければならない。

なお、インターネット、パソコン通信等を利用して行う募集も文書募集と同様に取り扱われる。

※ 文書募集の媒体には、新聞、雑誌、ビラ、ちらし等があるが、求人広告内容の適正化の自主的努力を促すために、
(社)全国求人情報協会を通じて、掲載基準の作成や審査機構の設置等を進める等、指導、助言を行っている。

- (2) 委託募集において募集主が募集受託者に報酬を与えようとするときは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

また、当該報酬の額について、あらかじめ厚生労働大臣又は都道府県労働局長の認可を受けなければならない。

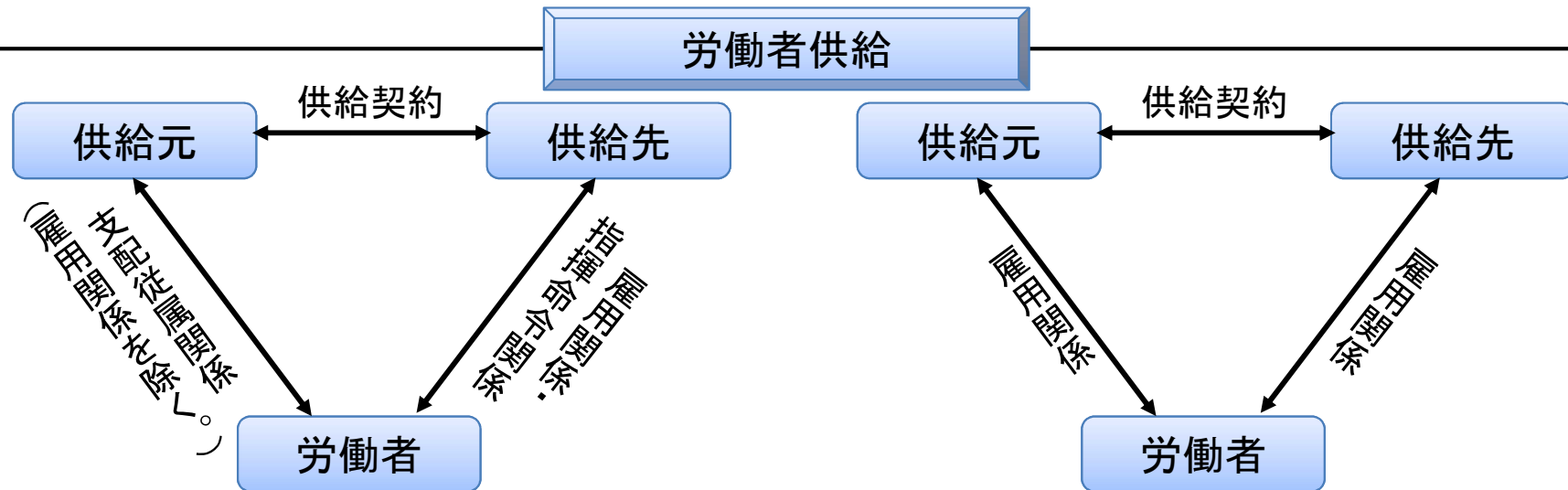
※ 募集受託者に報酬を与えることなく行う場合、届出で可能。

- (3) 許可を受けて委託募集を行っている団体は2団体、届出による団体は184団体(平成26年3月31日現在)。

労働者供給とは

労働者供給：供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させること。
(職業安定法第4条第6項)

※労働者派遣に該当するものを含まない。



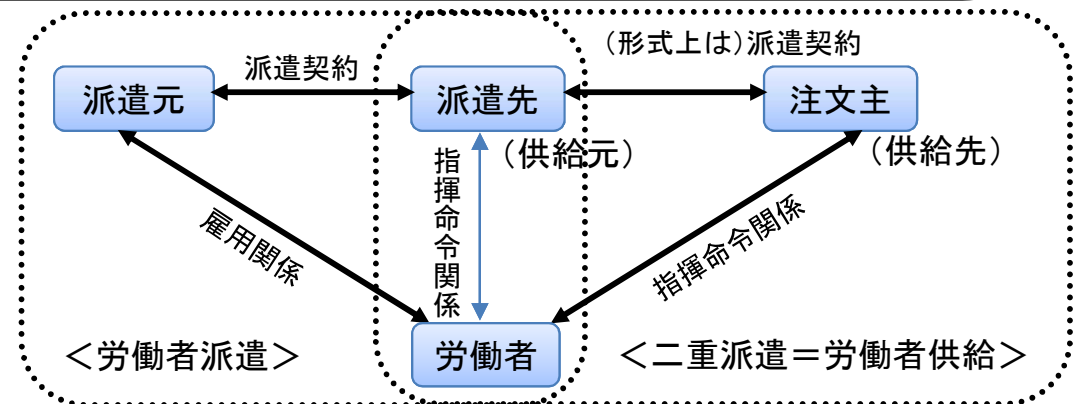
- 労働組合等(※)が厚生労働大臣の許可を受けた場合を除き、何人も、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。(職業安定法第44条、第45条)

※ ①労働組合、②職員団体、③地域レベルの労働団体

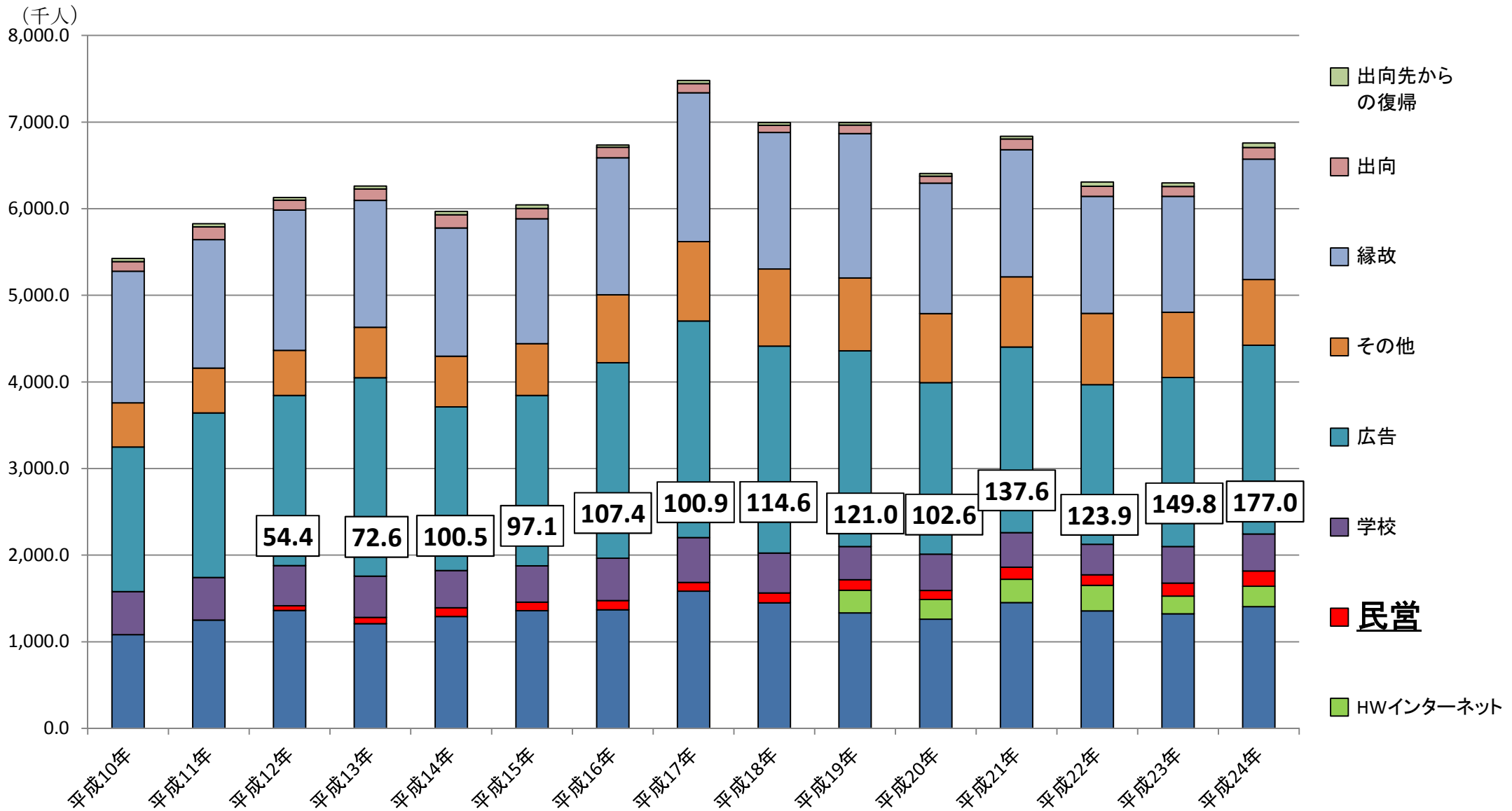
- 労働者供給事業を禁止する趣旨は、第三者が人と職業との結合過程に介入することから生ずる強制労働や中間搾取等の弊害の発生する余地を排除することである。
- 許可を受けて労働者供給事業を行っている労働組合は、91組合(平成26年3月31日現在)。

(参考)二重派遣

いわゆる「二重派遣」は、派遣先が派遣元事業主から労働者派遣を受けた労働者をさらに業として派遣することをいうが、この場合、当該派遣先は当該派遣労働者を雇用している訳ではないため、形態としては労働者供給を業として行うものに該当するものであり、職業安定法第44条の規定により禁止される。



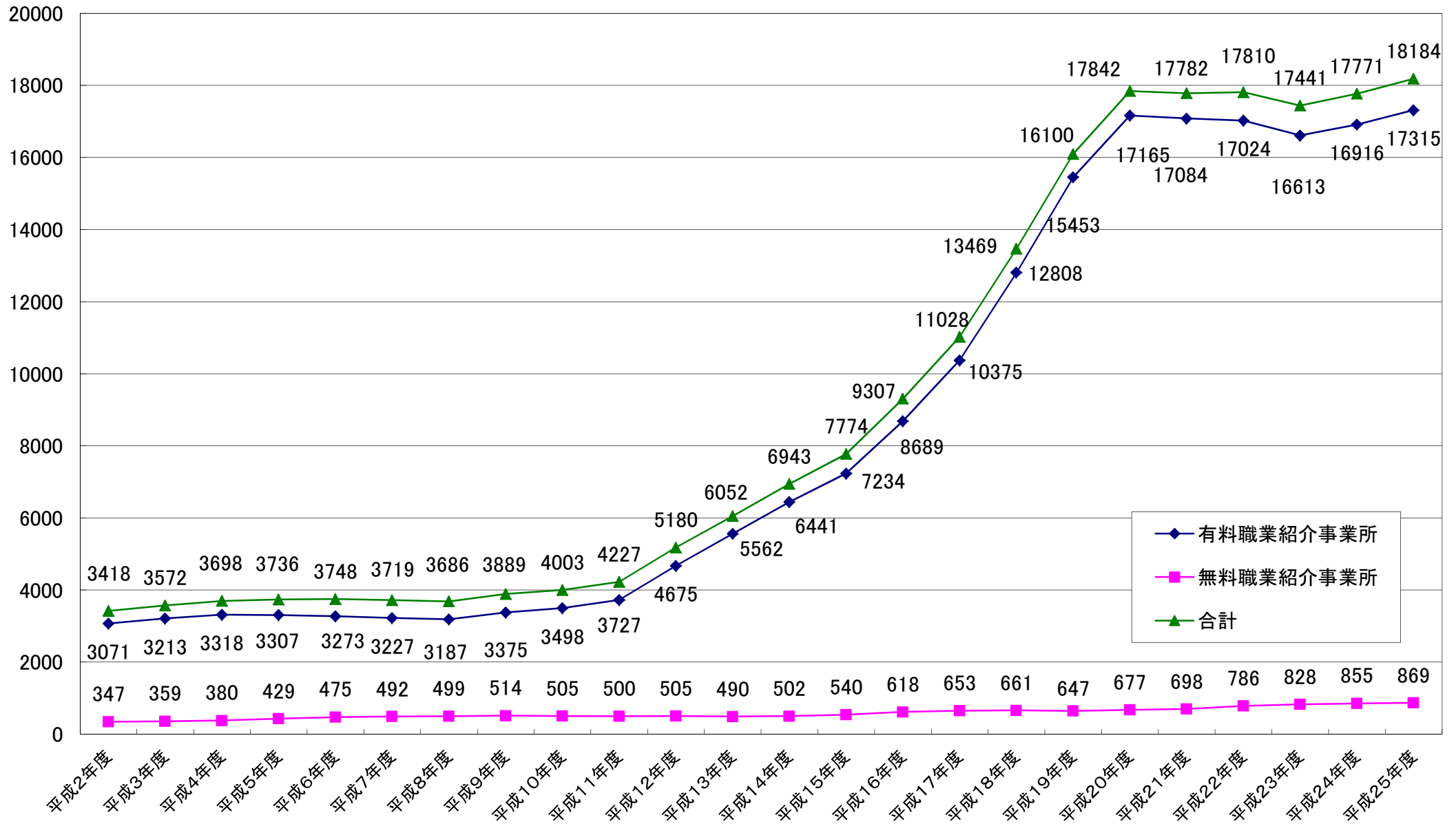
入職経路別入職者数の推移(民営職業紹介)



民営職業紹介の伸び率 約3.3倍 (平成12年 約5万4千人 → 平成24年 17万7千人)

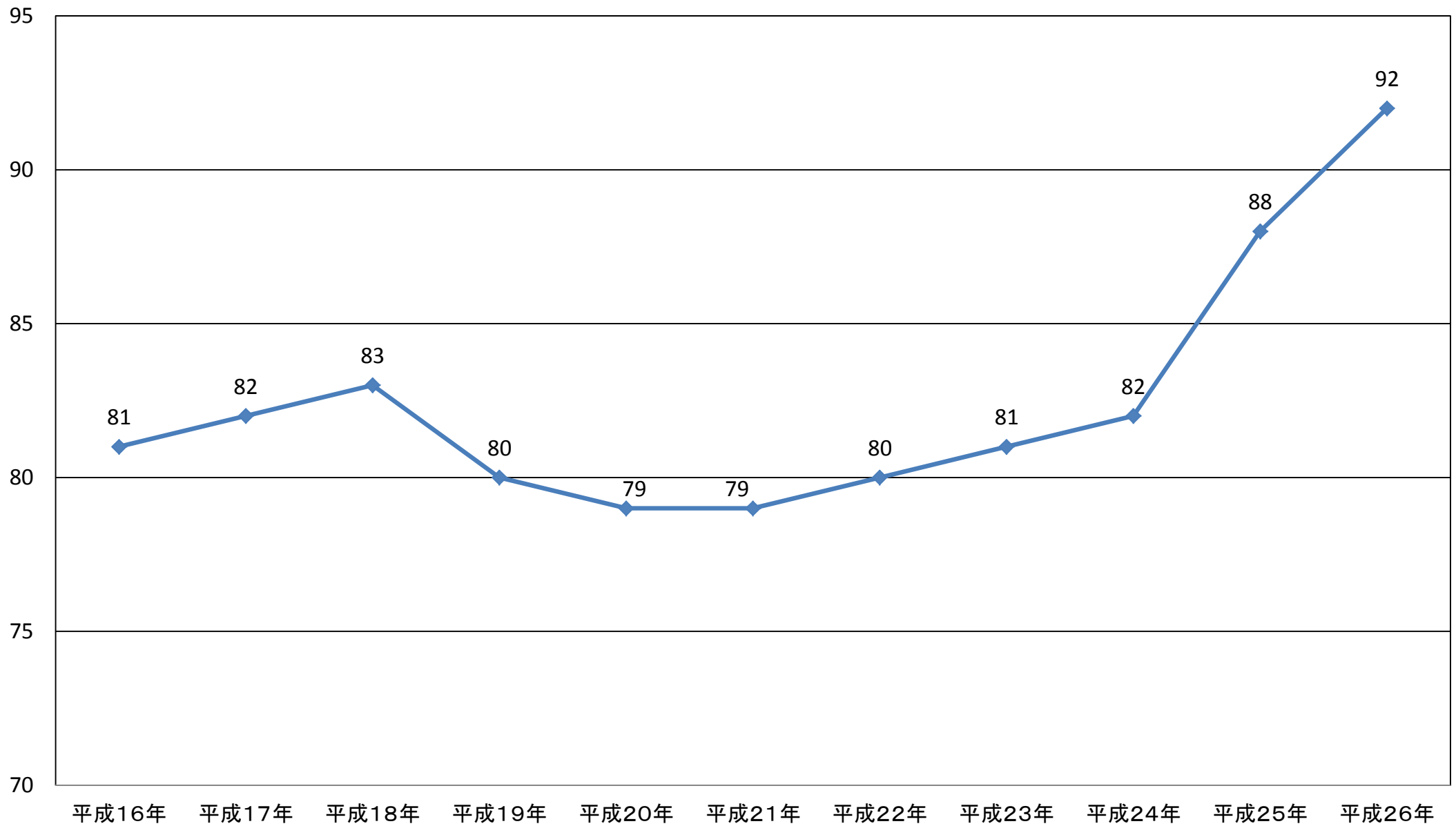
民営職業紹介事業所数の推移

(件)



労働者供給事業許可組合数の推移

(件)



※4月1日時点での許可有効期間内の組合の合併件数